

# 令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要の喚起の回復を図るため、県内の旅行会社等による県内観光を目的とした旅行商品の造成について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき旅行業の登録を受けており、茨城県に営業所を置く旅行事業者等とする。

## (助成要件)

第3条 この要綱による助成は、次の要件をすべて満たし、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。

ただし、同一内容で複数の催行日がある場合は、まとめて1旅行商品とする。

- (1) 令和2年9月30日までに実施する旅行商品であること。
  - (2) 茨城県内を発着地とし、立寄地がすべて茨城県内の募集型企画旅行商品及び受注型旅行商品であること。
  - (3) 参加した旅行者への聞き取り等を行い、様式4号の2により、結果報告書を作成し提出すること。
  - (4) 1旅行商品あたり10名以上の送客があること。
  - (5) 茨城県内の魅力を体験できるツアーなど、新規性・独創性の高い旅行商品であること。
  - (6) 各種業界等の策定する新型コロナウイルス感染症拡大予防に係るガイドライン等を遵守し、かつ旅程に含まれる施設等については、茨城県の実施する「いばらきアマビエちゃんシステム」を導入する施設に限ること。また、参加者全員（添乗員含む）についても同システムの登録を各施設ごとに行わせること。
  - (7) 販売商品には本助成制度が適用となっている旨、広報媒体等に記載すること。
- 2 1事業者につき助成を受けることができる回数は、最大3商品までとする。

## (助成額及び助成限度額)

第4条 助成額は、送客実績に応じて下表により算定する。

	割引前の販売価格（税込） （1人あたり）	助成金額（1人あたり）	上限額（1商品あたり）
旅行商品	4,000円以上10,000円未満	2,000円	200,000円
	10,000円以上	5,000円	

## (交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、旅行商品販売日の10日前または令和2年7月29日のいずれか早い日までに提出すること。（該当日が閉庁日の場合その前日）

なお、予算の執行状況により、実施期間後に追加募集を行う場合は、協議会事務局長が別に定める。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定した旅行商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業変更(中止)申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(終了報告)

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えた令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業終了報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第9条 会長は、前条の終了報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金額を確定し、令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成額確定通知書(様式第5号)により、当該交付決定を受けた団体に通知する。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、通知日から起算して14日以内に令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第11条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(関係書類の保管等)

第12条 助成事業者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年7月10日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦 殿

(申請者)  
所在地  
名称又は称号  
代表者職氏名  
〔担当者名  
電話番号〕

印

令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金交付申請書

令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

助成申請額	金	円
-------	---	---

旅行商品名	
販売開始日	令和 年 月 日
販売価格	
販売価格(助成金適用後)	
催行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
設定本数	本
送客目標人数	人
出発地(市町村)	
令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金への申請状況(いずれかに○)	1本目 ・ 2本目 ・ 3本目

(添付書類)

- ・行程表, 販売価格, 販売ターゲット(エリア, 客層等), 商品の特徴(新規性, 独創性に係るセールスポイント等), 来年度以降の商品造成に向けた方針などを記載した企画書(任意様式)
- ・旅行業法第3条に基づく登録を受けた旅行会社等である旨を示す書類(会社概要等)

(任意様式)

企 画 書

旅程表	
販売価格	
販売方法	
販売ターゲット (エリア, 客層等)	エリア (例: ○○市内, 県内全域, ○○線沿線) 客層 (例: 60代男女 等)
商品の特徴 (新規性, 独創性に係るセ ールスポイント等)	
来年度以降の商品造成に向 けた方針	

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

(申請者) 殿

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会 長 大井川 和彦

### 令和 2 年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のありました下記の旅行商品について、令和 2 年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金交付要綱第 6 条の規定により助成金を交付することに決定したので通知します。

#### 記

1 旅行商品名

2 交付決定額 金 円

3 催行予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 助成の条件

- (1) 助成金額は、終了報告後、審査のうえ確定するものとし、交付決定額を上限として一括交付する。
- (2) 旅行商品の全催行終了日から起算して 30 日以内又は令和 3 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、終了報告書（様式第 4 号）に送客実績報告書を添付のうえ、協議会に提出すること。  
なお、送客実績報告書は、ツアーの送客実績が確認できる書類（任意様式）に、自社の内容証明印を押印したものとする。
- (3) 申請時点から旅行商品の内容等を変更する場合は、速やかに変更申請書（様式第 3 号）を協議会に提出すること。
- (4) 各種業界等の策定する新型コロナウイルス感染症拡大予防に係るガイドライン等を遵守し、かつ旅程に含まれる施設等については、茨城県の実施する「いばらきアマビエちゃんシステム」を導入する施設に限ること。また、参加者全員（添乗員含む）についても同システムの登録を各施設ごとに行わせること。

(様式第3号)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦 殿

(申請者)  
所在地  
名称又は称号  
代表者職氏名

印

〔担当者名  
電話番号〕

令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業 変更（中止）申請書

令和 年 月 日付けで交付決定のありました旅行商品について、下記のとおり変更（中止）したいので申請します。

記

- 1 旅行商品名
- 2 変更（中止）の理由
- 3 変更（中止）の内容
- 4 添付書類（変更の場合）  
変更内容が確認できる書類（任意様式）

(様式第4号)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦 殿

(申請者)  
所在地  
名称又は称号  
代表者職氏名

印

〔担当者名  
電話番号〕

令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業 終了報告書

令和 年 月 日付けで交付決定のありました旅行商品について、下記のとおり終了しましたので関係書類を添えて報告します。

記

旅行商品名	
催行期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
送客人数(実績)	人
出発地(都道府県)	
販売・集客方法 (DM, 新聞広告等)	
交付決定額	円
助成金請求額	円

(添付書類)

- ①送客実績報告書(ツアーの送客実績が確認できる書類)(任意様式)
- ②販売・集客方法が確認できる書類(パンフレット, 広告等)
- ③結果報告書(様式4の2)

(様式第4号の2)

令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業 結果報告書

申請者名 : \_\_\_\_\_

催行状況

旅行商品名			
催行日		参加人数	
料金設定(1人当たり)			

催行結果

催行結果について、参加者への聞き取り等により以下の項目に記載すること。

①旅行日程について
②料金設定について
③立寄施設について
④宿泊施設について (宿泊商品の場合)
⑤参加者の意見
⑥新型コロナウイルスによる旅行商品への影響について
⑦改善点・その他
⑧次回催行について



(様式第5号)

令和 年 月 日

(助成事業者) 殿

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦

令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業については、令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成額交付要綱第9条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

助成金確定額 金 円

(様式第6号)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦 殿

(申請者)  
所在地  
名称又は称号  
代表者職氏名

印

( 担当者名  
電話番号 )

令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金 請求書

令和 年 月 日付けで助成金額確定通知のあった令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業について、下記のとおり助成金を請求します。

記

請求額	金 円
助成金確定額	金 円
振込銀行名	銀行 支店
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	No.
口座名義	(フリガナ)